

令和5年3月吉日

各位

一般社団法人日本スイミングクラブ協会
泳力認定委員長 松木 保



令和5年度における 水泳五段取得時の「水上安全法講習会の受講」免除について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業活動に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

扱、水泳五段位を取得する際、「水上安全法講習会の受講」が条件のひとつになっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大により、水上安全法講習会が開催されず、それが水泳五段位取得の障害となっている地域が多くあることを踏まえ、昨年同様、水泳五段位の「水上安全法講習会の受講」条件を免除し、水泳四段認定後に泳いだ距離が150,000m以上であれば水泳五段位を取得できることといたします。

なお、令和6年度以降の当該条件の取扱いにつきましては、今後、社会状況の変化を見ながら検討し、決定いたしましたら改めて、皆様にご連絡申し上げます。

既に水上安全法講習会を受講、または受講を予定されている方の中には、ご不満な方もいらっしゃるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本スイミングクラブ協会事務局

TEL: 03-3511-1552 (担当: 伊藤)